

平成 25 年 4 月 吉日

お客様各位

札幌信用金庫

「さっしんパーソナルダイレクト」での定期預金お預け入れについて  
(改正犯罪収益移転防止法の施行に伴うお取引時の確認に関するお願い)

日頃より「さっしんパーソナルダイレクト」をご利用いただきありがとうございます。

さて、平成 25 年 4 月 1 日の改正犯罪収益移転防止法施行により、すでにお取引いただいているお客様におきましても、定期預金お預け入れの際、一度はお客様のご職業及びお取引目的の確認が必要となりました。

つきましては、確認を終了されてないお客様は、「さっしんパーソナルダイレクト」から定期預金をお預け入れ頂くことが出来ないため、事前に必要書類をご送付させていただきますので、定期預金のお預け入れをご希望されるお客様は、お手数でもお取引店までご連絡くださいますようお願い申し上げます。